

松戸市商業振興共同事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市商業の振興を図るため、市内の中小商業者で組織する団体（以下「団体」という。）が当該地域の振興発展のために共同して実施する事業に対し、予算の範囲内において松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金を受けることができる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 商店街振興組合及び中小企業協同組合（以下「法人商店会」という。）
- (2) その他市長が適当と認める任意の団体（以下「任意商店会」という。）

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 販売促進を目的とした当該団体構成員の3分の2以上の者が参加して行う歩行者天国、七夕祭り等の商業祭、福引、大売出し等
- (2) 当該団体の構成員のために実施する講習会、研修会等
- (3) その他市長が特に必要と認めた事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付要件、額、限度額等は、別表に定めるとおりとする。

2 一会計年度において一団体が受けることができる補助金の申請回数は、3回を限度とする。

(申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市商業振興共同事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は松戸市商業振興共同事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、遅滞なく松戸市商業振興共同事業完了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (確定の通知)

第8条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市商業振興共同事業補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市商業振興共同事業補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区分	要件	対象者	対象経費の額 及び申請回数	補助金額	補助限度額
大規模事業型	当該事業に係る総事業費を参加商店会で除した額が、200万円以上になること	任意商店会	—	団体が行う補助事業ごとに当該補助対象事業に直接必要と認められる費用の3分の2を超えない額	50万円
一般型	大規模事業型以外の場合	法人商店会	120万円以上 かつ年1回のみ	団体が行う補助事業ごとに当該補助対象事業に直接必要と認められる費用の3分の2を超えない額	80万円
			上記以外		40万円
		任意商店会	45万円以上 かつ年1回のみ		30万円
			上記以外		15万円

備考 区分が一般型に該当する場合において対象者（申請団体）の会員数が40人を超えるときは、当該対象者に係る補助限度額は上記の金額に10万円を加算した金額とする。

